

弘前保健所におけるDOTSの取り組み

長谷川聖子¹⁾ 青木 範子¹⁾ 高橋 優子¹⁾
高阪 清治¹⁾ 成田むつ子¹⁾ 田鎖 良樹¹⁾

1) 中南地域県民局地域健康福祉部保健総室

Key Words : ①結核 ②DOTS ③患者支援

I. 緒言

平成17年4月施行の改正結核予防法において、保健所・主治医によるDOTS（直接服薬確認療法）の推進が揚げられた。

結核は、基本的には一定期間薬をきちんと服薬することによって治癒可能な病気であるが、長期間薬を飲み続けるということは、簡単なようで非常に難しいことである。しかも服薬を中断することで、結核の悪化や多剤耐性結核の可能性が高くなる。そのため、服薬完了にむけて保健所と医療機関が連携して、患者支援を行っていく必要がある。

II. 目的

保健所独自でDOTS支援事業マニュアルを作成し、DOTS支援事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

Ⅲ. 研究方法

結核担当スタッフが所内検討を重ね、平成18年11月にDOTS支援事業マニュアルを作成した。

マニュアル作成にあたっては、院内DOTSの普及を図る等医療機関との連携強化、服薬支援に関わる関係機関との円滑な連携、業務内容の明確化・簡素化に留意した。

Ⅳ. 結果

弘前保健所版DOTS体系図を図1に示す。

マニュアルに基づくDOTS支援事業は、平成18年12月より実施した。

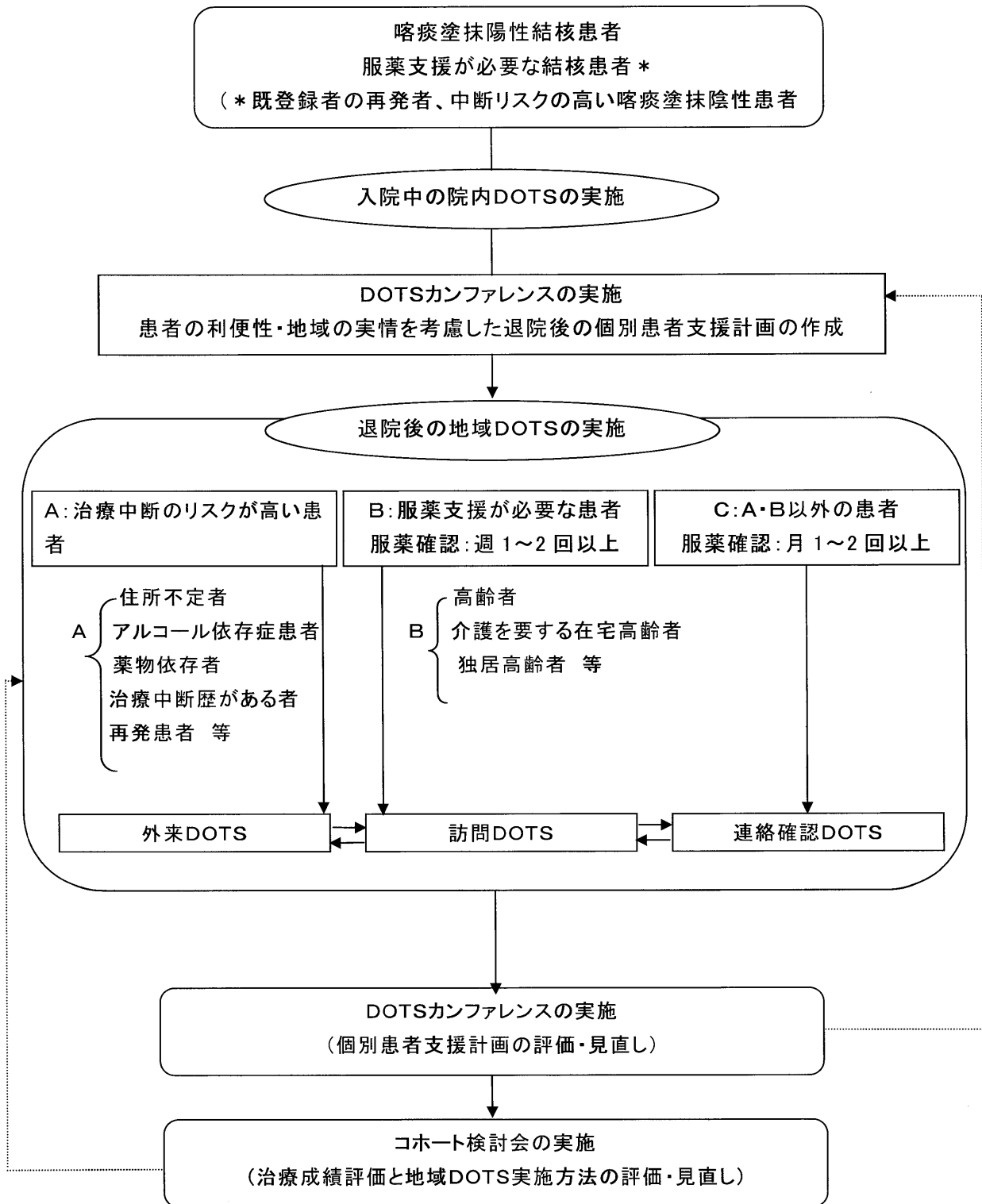


図1 弘前保健所版DOTS体系図

V. 考察

改正結核予防法を受け、弘前保健所においても平成17年度よりDOTS支援事業を開始したが、青森県独自のマニュアルが未策定であったため、対象者の選定があいまいで、また他自治体のマニュアルを使用する等円滑な実施が行われていなかった。管内医療機関では院内DOTSを実施しておらず、DOTS支援事業の推進という点で問題があった。DOTS支援事業マニュアルの運用により体系的な、関係機関との連携を強化した円滑なDOTS支援事業の実施が期待できると思われる。事例の積み重ねに伴い、適宜マニュアルの見直しを行い、より適切な患者支援を行いたいと考える。